

土地制度

律令制の変化

人口増加による口分田不足 (8C前半)

律令制度の成立 (8C初)

成人男子に租税負担が集中：[a.]中心



墾田永年私財法(743)：開墾奨励・土地私有の公認



➤ [b,]の成立 (8C後)

- ・開発主体：有力貴族・大寺社
- ・労働力：周辺の農民・浮浪人 (専属農民無し)
- ⇒国司・郡司が動員に協力
- ・輸租田：租が課税される

⇒郡司の弱体化とともに、10Cまでに衰退

➤ 政府の直営田方式の導入 (9C)

- ・大宰府に[c.]を設置 (823)
- ・畿内に[d.] (元慶官田) を設置 (879)
- ・諸司田…各官庁に与えられた土地



➤ 院宮王臣家による私的な土地占有：税収減少

- ・[e.]…皇族保有の土地
- ・賜田…天皇から与えられた土地

➤ [i.]の成立(10C)

- ・[j.] (負名)に名の耕作と税の納入を任せる
- ・税は[k.]・臨時雑役に簡素化

⇒大名田堵も出現…受領と結んで大規模経営

土着した国司の子孫や子弟

国衙に編入された者

[l.]の登場 (11C)

課税を逃れるため、有力者に土地を寄進し、
自らは現地で荘官になる。

➤ [o.]荘園の成立 (11C~12C)

- ・所有者：領家、更に寄進されると本家
- ・経営者：荘官 (預所・下司)、専属の農民あり
- ・[p.]の権…課税の免除
- 官省符荘：太政官符・民部省符による免除
- 国免荘：国司による免除
- ・不入の権…国司の[q.]の立ち入り禁止

⇒肥後国鹿子木荘の事例が有名

農民の浮浪・逃亡・偽籍の横行 (8C後～)

公地公民制の崩壊

- ・班田の不履行
- ・戸籍・計帳による公民管理の崩壊

⇒三善清行が醍醐天皇に提出した「意見封事十二箇条」
が実態を説明した史料として有名

[f.]の荘園整理令 (醍醐天皇/902)

⇒新たな勅旨田の設置禁止 (不徹底に終わる)

国司制度の改革(9C半ば~10C)

- ・[g.] (最上席の国司) に一定額の税の納入を請け負わせ、任国の統治を一任
- ⇒国衙の権限が強化され、郡司は衰退
- ・人頭税から[h.] (名への課税)へ転換

⇒徴税が強化され、受領と郡司・有力農民層との
対立も起こる (尾張国郡司百姓等解)

[m.]として国衙の行政を担当

⇒受領の[n.]国司化が進む (11C)

留守所 (現地) には目代を派遣

[r.]天皇の [s.]の荘園整理令 (1069)

⇒記録荘園券契所を設置され、荘園は公認されるもの
となる

➤ [t.]制の成立

公領は郡・郷・保に再編され、開発領主が郡司・郷
司・保司に任命され、行政・徴税を担当した

⇒田堵は支配権を強め、名主とよばれるようになり、
[u.]・公事・夫役を受領へ納入

➤ [v.]制度の展開 (12C)

公領も知行国主の私領のようになる

土地制度

律令制の変化

人口増加による口分田不足 (8C前半)

律令制度の成立 (8C初)

成人男子に租税負担が集中：[a. **人頭税**]中心



墾田永年私財法 (743)：開墾奨励・土地私有の公認



➤ [b, **初期荘園**]の成立 (8C後)

- ・開発主体：有力貴族・大寺社
- ・労働力：周辺の農民・浮浪人 (専属農民無し)
- ⇒国司・郡司が動員に協力
- ・輸租田：租が課税される

⇒郡司の弱体化とともに、10Cまでに衰退

➤ 政府の直営田方式の導入 (9C)

- ・大宰府に[c. **公営田**]を設置 (823)
- ・畿内に[d. **官田**] (元慶官田) を設置 (879)
- ・諸司田…各官庁に与えられた土地



➤ 院宮王臣家による私的な土地占有：税収減少

- ・[e. **勅旨田**]…皇族保有の土地
- ・賜田…天皇から与えられた土地

➤ [i. **負名体制**]の成立(10C)

- ・[j. **田堵**] (負名)に名の耕作と税の納入を任せる
- ・税は[k. **官物**]・臨時雑役に簡素化

⇒大名田堵も出現…受領と結んで大規模経営

土着した国司の子孫や子弟

国衙に編入された者

[l. **開発領主**]の登場 (11C)

課税を逃れるため、有力者に土地を寄進し、自らは現地で**荘官**になる。

➤ [o. **寄進地系**]荘園の成立 (11C~12C)

- ・所有者：**領家**、更に寄進されると**本家**
- ・経営者：**荘官** (預所・下司)、専属の農民あり
- ・[p. **不輸**]の権…課税の免除
- 官省符荘：太政官符・民部省符による免除
- 国免荘：国司による免除
- ・不入の権…国司の[q. **検田使**]の立ち入り禁止

⇒肥後国鹿子木荘の事例が有名



農民の浮浪・逃亡・偽籍の横行 (8C後～)

公地公民制の崩壊

- ・班田の不履行
- ・戸籍・計帳による公民管理の崩壊

⇒三善清行が醍醐天皇に提出した「意見封事十二箇条」が実態を説明した史料として有名

[f. **延喜**]の荘園整理令 (醍醐天皇/902)

⇒新たな勅旨田の設置禁止 (不徹底に終わる)

国司制度の改革(9C半ば~10C)

- ・[g. **受領**] (最上席の国司) に一定額の税の納入を請け負わせ、任国の統治を一任
- ⇒国衙の権限が強化され、郡司は衰退
- ・人頭税から[h. **土地課税**] (名への課税)へ転換
- ⇒徴税が強化され、受領と郡司・有力農民層との対立も起こる (尾張国郡司百姓等解)

[m. **在庁官人**]として国衙の行政を担当

⇒受領の[n. **遥任**]国司化が進む (11C)

留守所 (現地) には**目代**を派遣

[r. **後三条**]天皇の [s. **延久**]の荘園整理令 (1069)

⇒記録荘園券契所を設置され、荘園は公認されるものとなる

➤ [t. **荘園公領**]制の成立

公領は郡・郷・保に再編され、**開発領主**が郡司・郷司・保司に任命され、行政・徴税を担当した

⇒田堵は支配権を強め、**名主**とよばれるようになり、

[u. **年貢**]・公事・夫役を受領へ納入

➤ [v. **知行国**]制度の展開 (12C)

公領も知行国主の私領のようになる